

徳島市土木工事における 設計変更ガイドライン

令和 7 年 7 月

徳 島 市

目 次

I	用語の定義	P1
II	設計変更ガイドライン策定の背景	
1	<u>工事請負契約の原則</u>	P2
2	<u>土木工事の特徴</u>	P2
3	<u>設計変更ガイドラインの策定</u>	P2
III	設計変更に関する留意事項	
1	<u>受注者の留意事項</u>	P3
2	<u>発注者の留意事項</u>	P3
3	<u>その他留意事項</u>	P4
IV	設計変更	
1	<u>設計変更が不可能なケース</u>	P5
2	<u>設計変更が可能なケース</u>	P6
3	<u>設計変更手続きフロー（約款第18条）</u>	P10
4	<u>設計図書の訂正又は変更</u>	P11
V	関連事項	
1	<u>設計図書の照査</u>	P12
2	<u>仮設・施工方法等の「指定」「任意」</u>	P13
3	<u>工期・請負代金額の変更</u>	P14
VI	参考資料	P15

I 用語の定義

- 「約款」とは、「徳島市公共工事標準請負契約約款」をいう。
- 「契約書」とは、「約款（頭書を含む。）」をいう。
- 「設計図書」とは、約款第1条第1項に示す「図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」をいう。
- 「契約図書」とは、「契約書及び設計図書」をいう。
- 「共通仕様書」とは、「徳島市土木工事共通仕様書」をいう。
- 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。（共通仕様書1-1-1-2）
- 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について、監督員が書面を持って同意することをいう。（共通仕様書1-1-1-2）
- 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。（共通仕様書1-1-1-2）
- 「協議」とは、協議事項について監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。（共通仕様書1-1-1-2）
- 「通知」とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面によって互いに知らせることをいう。（共通仕様書1-1-1-2）
- 「設計変更」とは、約款第18条又は第19条の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- 「契約変更」とは、約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「品確法」とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をいう。

Ⅱ 設計変更ガイドライン策定の背景

1 工事請負契約の原則

- 公共工事の品質は、公共工事における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行することにより、確保されなければならない。（参照：品確法第3条第8項）
- 発注者及び受注者は、契約書に基づき、設計図書に従い、法令を遵守し、締結した契約を履行しなければならない。（参照：約款第1条第1項）

2 土木工事の特徴

- 土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

3 設計変更ガイドラインの策定

品確法では、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。（参照：品確法第7条第1項第7号）

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、設計変更ガイドラインを策定する。

なお、設計変更ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。

Ⅲ 設計変更に関する留意事項

1 受注者の留意事項

- 受注者は、施工前及び施工中において、約款第18条第1項に関わる設計図書の照査を行う。
- 受注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し、その確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には、監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

2 発注者の留意事項

- 設計変更を行う場合は、約款第18条～第25条の規定に該当するものとする。
- 工事発注に当たり、本ガイドラインの「Ⅵ参考資料◆設計図書に条件明示すべき事項」に記載されている項目の内、該当するものについては、必ず条件明示するよう徹底する。
- 発注者は、約款第18条第2項に基づく調査を行った場合は、第3項によりその結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- 発注者は、関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。（「協議」の結果、軽微なものは金額変更を行わない場合もある。）
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- 当該事業工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。）
- 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ただし、「軽微な変更等の場合（次項参照）」は、受発注者間の協議により、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期末）に行うことができるものとし、「変更指示書（次項参照）」により受注者に指示するものとする。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

〈変更指示書〉

- 変更指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。ただし、緊急的に作業を指示する必要がある場合や、概算金額の算定に時間を要する場合は、概算金額の記載は省略できるものとする。
- なお、指示書に記載する概算金額（請負代金額の増減額）は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。

指示書への記載（概算金額に係る追加記載例）

【参考】

概算金額：約〇〇百万円増(減)額の見込み。

※本指示における概算金額は、後日の契約変更に係る協議のための参考値であり、契約変更金額を拘束するものではない。

〈軽微な変更等の場合〉

- 軽微な変更等の場合とは
 - 1 次に掲げるもの以外のものをいう。
 - (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - (2) 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、これらの変更見込金額の合計額が請負代金額の30%を超える増減。
 - 2 その他課長が必要であると認めたものであるとき。

3 その他留意事項

〈工事数量総括等の取扱い〉

- 入札参加者や受注者は、入札前の見積時や施工前に入念に精査を行い、疑義があれば質疑書により早期の解消に努めること。

〈議決を要する工事（議決案件）について〉

- 議会の議決を経た工事については、別に定める「議決を要する工事等の契約変更に係る議会手続等ガイドライン」によるものとする。

IV 設計変更

1 設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。

ただし、約款第27条(臨機の措置)による対応の場合は、この限りではない。

- 設計図書に定めのない事項において、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- 発注者と「協議」を行っているが、協議の「回答（指示）」がない状態で受注者が施工を実施した場合。
- 発注者からの「承諾」だけで受注者が施工を実施した場合。
- 約款第18条～25条、共通仕様書1-1-1-18～1-1-1-20に定められている所定の手続きを経ていない場合。
- 正式な書面によらない場合。
- 任意仮設において、施工方法を変更する場合。
(ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く。)
- 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
(設計図書に明示された材料・規格・仕様等のグレード以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工を実施した場合など)
- 共通仕様書の各章に規定されている監督員の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする。）を踏まえずに施工を実施した場合。

◆約款第27条◆

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

2 設計変更が可能なケース

◆約款第18条第1項（条件変更等）に該当

◆約款第18条第1項◆

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 1号 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 2号 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 3号 設計図書の表示が明確でないこと。
- 4号 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 5号 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

受注者は、以下の事実を発見したときは、その事実が確認できる資料を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。（「通知」及び「請求」は書面によることを原則とする。）

■設計図書が相互に一致しない場合（約款第18条第1項第1号）

- 例・設計図書の平面図と詳細図の寸法、規格等の記載が一致しない。
- ・仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない。
 - ・仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない。

■設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（約款第18条第1項第2号）

① 設計図書に誤謬^{ごびゅう}がある場合

- 例・設計図書に示されている工法では、条件明示されている土質に対応できない。
- ・図面等に記載されている材料の規格が間違っている。
 - ・図面等に記載された寸法が間違っている。
 - ・設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。

② 設計図書に脱漏がある場合

- 例・条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない。

- ・条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ・条件明示する必要がある場合にもかかわらず、交通誘導員についての条件明示がない。
- ・使用する材料の規格が明示されていない。

■設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）

- 例**・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
- ・水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合。
 - ・使用する材料の規格（種類、強度等）や数量が明確でない。
 - ・関連工事（約款第2条）の内容が明確でない。

■設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）

- 例**・設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない場合。
- ・設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合。
 - ・設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。
 - ・設計図書に明示された劣化の程度と劣化の範囲が実際の工事現場と一致しない。
 - ・設計図書に明示された交通誘導員の人数が警察署等との協議に基づき決定された配置計画と一致しない場合。
 - ・設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない場合。
 - ・その他新たな制約等が発生した場合。

■設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）

- 例**・施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった。
- ・施工中に埋蔵文化財を発見し、調査又は発掘が必要となった。

- ・配管敷設のため掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要となった。
- ・当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された。

◆約款第20条第1項（工事の中止）に該当

◆約款第20条第1項◆

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

■工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- 例** ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（約款第18条）施工を続けることが不可能な場合等。
- ・設計変更等により計画通知手続きが必要となり、工事の施工を止める必要がある場合。
 - ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合。

■自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 例** ・設計図書に工事着工時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合。
- ・警察、河川、鉄道等管理者の管理者間協議が未了のため施工できない場合。又は協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
 - ・地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合。
 - ・埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合。
 - ・天災等により地形等に物理的な変動があった場合。
 - ・受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。

◆約款第22条第1項（受注者の請求による工期の延長）に該当

◆約款第22条第1項◆

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事等の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

例・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。

- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- ・その他受注者の責め帰することができない理由により工事の延長が生じた場合。

◆約款第23条第1項・第2項（発注者の請求による工期の短縮）に該当

◆約款第23条◆

- 1 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

例・工事の一時中止に伴い工期延長が予想されるものの、工期短縮が必要な場合。

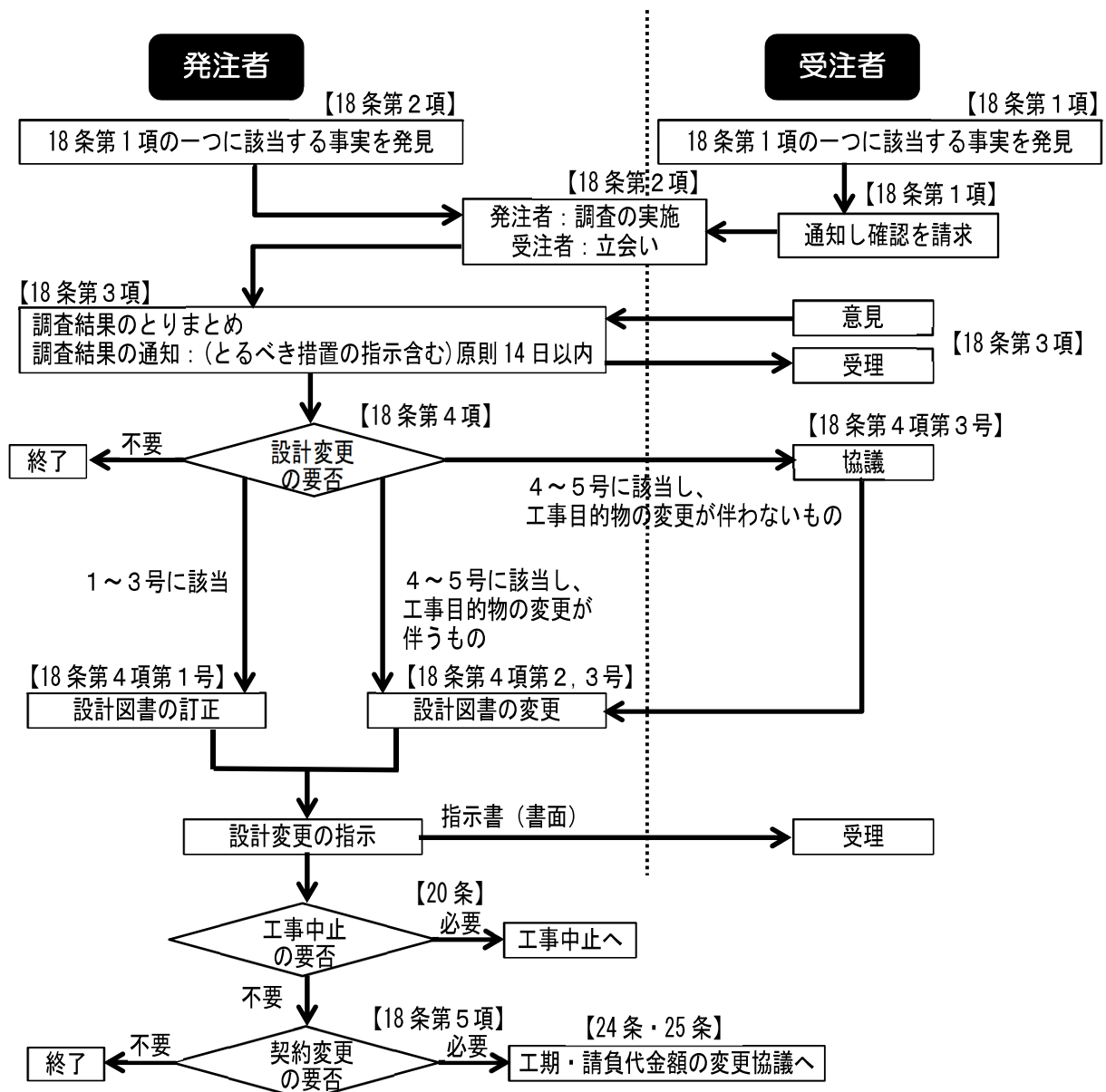
- ・関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
- ・その他の事由（地元調整、関連機関調整など）により工期の短縮が必要な場合。

3 設計変更手続フロー（約款第18条）

◆約款第18条第1項◆

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 1号 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 2号 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 3号 設計図書の表示が明確でないこと。
- 4号 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 5号 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



4 設計図書の訂正又は変更

◆約款第18条第4項◆

前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 1号 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの（**発注者が行う。**）
- 2号 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの（**発注者が行う。**）
- 3号 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの（**発注者と受注者とが協議して発注者が行う。**）

■約款では、設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

■約款第18条第1項の事実が確認された場合は、約款第18条第4項の規定により、設計図書の訂正若しくは変更を確定する。

■発注者は、受注者から提出される確認資料を活用し、設計図書（図面、工事数量総括表、特記仕様書等）の訂正・変更を行う。

■確認資料とは

- ・現況地形図
- ・設計図との対比図
- ・取り合い図
- ・施工図（協議用図面であり、変更設計図ではない） など

V 関連事項

1 設計図書の照査

◆受注者

■受注者は、施工前及び施工中において、約款第18条第1項に関わる設計図書の照査を行う。

■受注者は、約款第18条第1項第1号から第5号に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し、その確認を求める。

◆発注者

■発注者は、約款第19条又は第20条に基づき、施工前及び施工中に、「発注者が変更を必要と認める」又は「工事を一時中止する必要がある」ときは、受注者との間で協議を行い、適切に設計内容を確認のうえ、必要に応じて設計変更を行う。

〈「設計図書の照査」の範囲を超える作業の事例〉

- ① 現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断面計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成が必要となるもの
ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断面計画の見直しが必要となるもの
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ⑨ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計
- ⑪ 構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断面設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、共通仕様書「10-16-5-3 路面切削工」「10-16-5-5 切削オーバーレイ工」「10-16-5-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断面設計を行うものは設計照査に含まれる。）

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

2 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」

◆約款第1条第3項◆

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

◆自主施工の原則

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている。これを「自主施工の原則」と言う。

◆指定

発注者は、工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示することができる。この仮設・施工方法等を「指定」と言う。

「指定」は、設計変更の対象とする。

◆任意

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。

なお、「指定」以外は、「任意」という。

「任意」は、原則として設計変更の対象としない。

ただし、設計図書に明示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。

◆指定と任意の設計変更の考え方

発注者は、発注にあたり、「指定」と「任意」の部分を明確にする必要がある。

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更を伴う設計変更
指定	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	対象となる	対象となる
任意	仮設・施工方法等について明示しない(※1)	受注者の任意(施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要)	対象にならない	対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

〈任意における対応の不適切な事例〉

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者からの申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

3 工期・請負代金額の変更

◆約款第24条第1項◆

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

◆約款第25条第1項◆

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

◆約款第25条第3項◆

この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

設計図書の訂正又は変更が行われた場合、約款第24条又は第25条の規定により工期・請負代金額の変更、又は損害を及ぼしたときの費用の負担は、発注者と受注者とが協議して定める。

◆工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合、共通仕様書1-1-1-20により、受注者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書（工事期間延長願）を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定める。

◆請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて、必要な費用を負担しなければならない。

必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じた、

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ①手戻り費用、又は改造費 | 【約款第17条第1項】 |
| ②不要となった材料の売却損 | 【約款第20条第3項】 |
| ③不要となった建設機械器具の損料及び回送費 | 【約款第20条第3項】 |
| ④不要となった仮設物に係る損失 | 【約款第20条第3項】 |

などの発注者の過失（監督員の誤った指示など）による損害賠償や予期できない施工条件の変更（工事用地が確保できない、自然災害の発生、埋蔵文化財の発掘・調査、反対運動など生じた場合等）に伴い発生する受注者の費用の^{てんぽ}填補である。

発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

VI 参考資料

◆設計図書に条件明示すべき事項

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書の中に明示すること。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして、官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合はその場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等起因する事業損失が懸念される場合は、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

明示項目	明示事項
工事用道路関係	- 一般道路を搬入路として使用する場合 - 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 - 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 - 仮道路を設置する場合 - 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 - 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） - 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	- 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 - 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 - 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	- 建設発生土が発生する場合は、受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）、受入場所までの距離、作業時間帯 - 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 - 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所や処分条件
工事支承物件等	- 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事物件等支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 - 地上地下等の占用物件工事と重複して施工する場合はその工事内容及び期間等
薬液注入関係	- 薬液注入を行う場合は設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 - 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	- 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 - 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 - 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 - 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 - 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 - 工事用電力等を指定する場合は、その内容 - 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 - 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 - 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

令和元年12月24日 制定
 令和3年12月 1日 改定
 令和4年 4月 1日 改定
 令和7年 7月 1日 改定